

## (4.4.2) 計量機器の点検について【GAP技術情報】

### 美味しまねゴールド生産工程管理基準 4.4.2 より抜粋

商品検査、選別、計量及び工程の検証に使用する機器やその標準品（テストピース等）を一覧表に書き出し、それらが正確に測定・計量・選別できるように定期的に点検し記録している。

商品検査、選別、計量などに使用する機器は正確に測定できなければなりません。

農産物取扱い工程において農産物を計量し、販売時に重量を表示して取引する場合、使用する秤は計量法の規定に基づき2年に1度の定期的な検査を受けることが義務づけられています。農業で使用する秤における検査の必要性の有無については、下表に整理しています。

具体的事例	該当 (検査対象)	非該当
観光農園や農産物直売所等において、 <b>料金算定や量目表記のために</b> 使用するはかり	○	
農協等が最終的に計量する場合に、 <b>農家が出荷前に目安として</b> 計量するはかり		○
農家で肥料配合用の試しはかりとして利用するはかり		○

定期検査の時期は市町村ごとに時期が決まっており、島根県の場合は松江市を除く18市町村を隔年で巡回し検査を実施しています（松江市は市が検査を実施）。他にも計量検査所（松江市、浜田市）への持ち込み、資格のある計量士による検査といった方法もあります。

詳細は島根県商工労働部商工政策課のホームページに記載されています。

<https://www.pref.shimane.lg.jp/industry/syoko/sangyo/keiryu/teikikensa.html>

島根県 はかり 定期検査  で検索



☆検定証印の付いた秤を使用してください



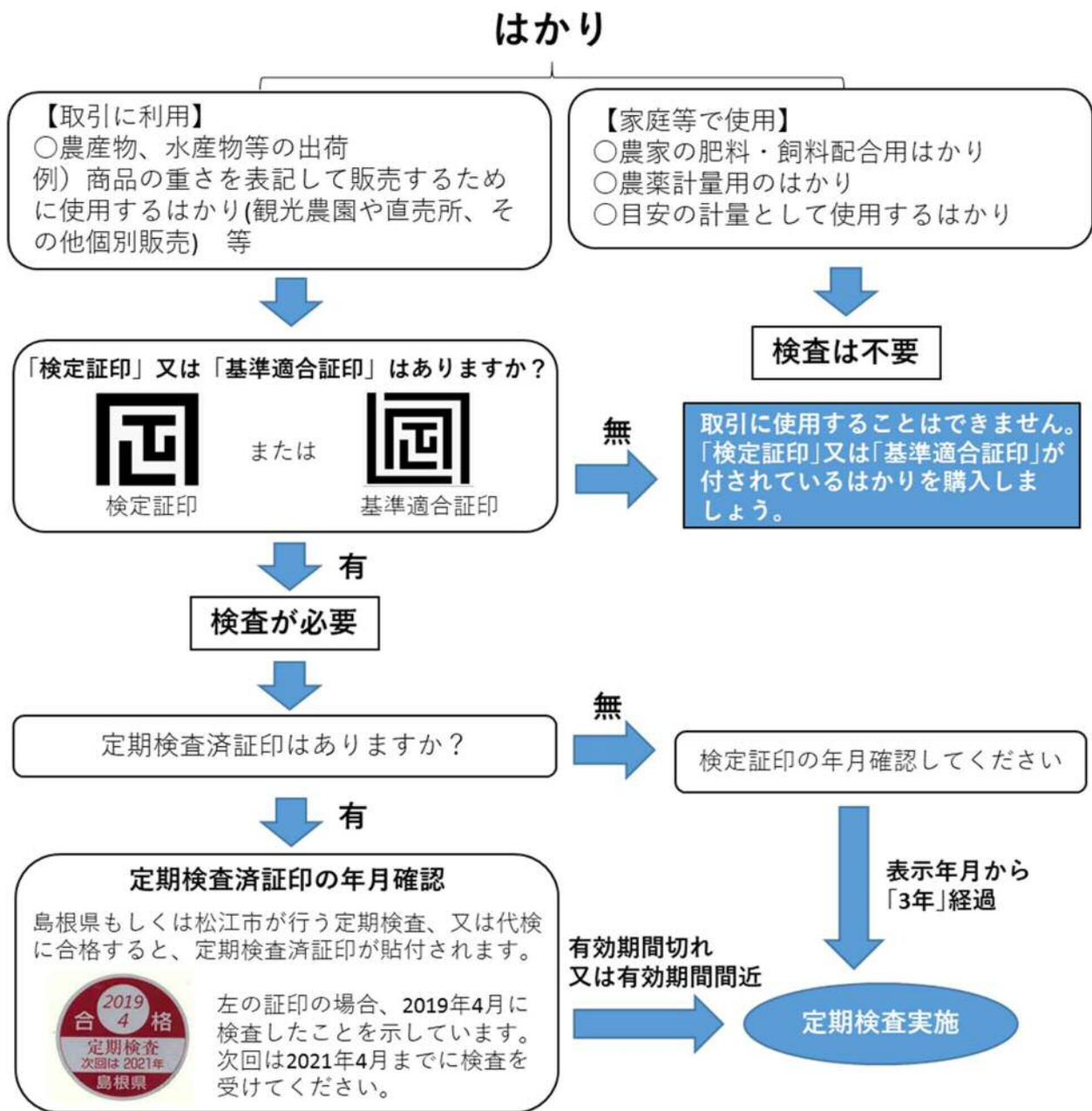
☆2年に1度定期検査を受けましょう



検査に合格すると秤に合格シールが貼り付けられます

野菜や果実のように、販売物に重量を表示しなくても目安の重さを量る場合や、農薬を調製する際に使用する場合に使用する秤は定期検査を受ける必要はありません。しかし、秤を水平に設置しているか、ゼロ点調整を行っているかなど正確に計量できるかを自己点検しましょう。また、点検等の忘れを防止するために一覧表を作成し、点検の方法を定め、点検の実施を記録（日付、内容等）しましょう。

【参考フロー図】



島根県農林水産部 産地支援課  
 美味しまね・GAPスタッフ  
 TEL:0852-22-6011 FAX:0852-22-6036  
 E-Mail:oishimane@pref.shimane.lg.jp  
 ★美味しまね認証 HP <http://www.oishimane.com>